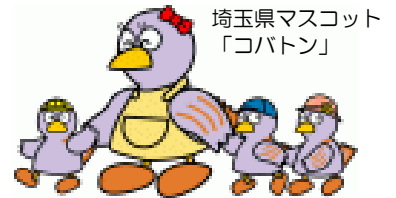


2019年度に就職・職場復帰の

保育士の皆さんへ



～保育所復帰支援貸付・保育士就職準備金貸付のご案内～

埼玉県では、2019年4月1日～2020年3月31日の間に就職・職場復帰する（している）保育士の方に、無利子で資金をお貸しします。

この制度は、埼玉県内（さいたま市除く）の保育所等で保育士として2年間従事した場合、借りた資金の全額が返済不要となります。ぜひ、ご活用ください！

①保育所復帰支援貸付

未就学児のいる保育士が埼玉県内（さいたま市除く）の保育所等へ勤務する場合（育児休暇から復帰する場合含む）、お子さんの保育料の一部をお貸しします。



《貸付額》
**保育料の
半額**（最大1年間）
上限 月額27,000円

②保育士就職準備金貸付

保育士として埼玉県内（さいたま市除く）の保育所等に勤務することが決定した方への準備金をお貸しします。



《貸付額》
最大
40万円

【準備金の使途】

- ❖ 就業に関するものであればどんな費用にでも利用できます！（研修参加費、参考図書購入、通勤用自転車の購入、ジャージ・上履きの購入、転居費用など）
- ※詳細は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課
TEL 048-822-1192

◆貸付対象◆

以下のすべてを満たす方が対象です。

保育所復帰支援貸付	保育士就職準備金貸付
①2019年4月1日～2020年3月31日の間に県内（さいたま市を除く）の保育所等に新たに勤務する。 または、産後休暇・育児休暇から復帰する。	①2019年4月1日～2020年3月31日の間に県内（さいたま市を除く）の保育所等に新たに勤務する。
②未就学児を養育している。	②保育士登録後、1年以上経過している。 または、保育士養成施設の卒業・保育士試験の合格から1年以上経過している。
③養育している子どもが保育所等への入所が決定している。	③保育所等を離職後、1年以上経過している。 または、保育所等での勤務経験がない。
④週20時間以上、保育士として勤務する。	④週20時間以上、保育士として勤務する。

◆返還免除の要件◆

県内（さいたま市を除く）の保育所等において **2年間引き続き保育士業務に従事**する。

◆申請方法◆

必要書類を揃え、勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※書類提出の最終期限は2020年3月31日です。

◆留意事項◆

- ・勤務地がさいたま市の方は、さいたま市にお申込みください。
- ・貸付の決定には審査があります。
- ・貸付には、連帯保証人が必要です。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は
県社協ホームページでご案内しています！

URL：<http://www.fukushi-saitama.or.jp/>



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」